

請 願 文 書 表

- 1 請願第4-1号 携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願 (環境文教委員会付託)
- 1 受 理 年 月 日 令和4年6月13日
- 1 紹 介 議 員 長 友 正 徳 秋 本 のり子
- 1 請願の趣旨及び請願者の住所、氏名

(請願書原文写)

携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願

【請願内容】

現在、携帯電話基地局の設置が急ピッチで進められています。市川市では地域住民等への説明は義務化されていないため、知らぬ間に近所に携帯電話基地局が設置されてしまいます。このことは、市民の誰にでも起こりうる事です。問題は、携帯電話基地局のそばで何年も生活し、基地局から発せられる高周波の電磁波を浴び続けることで体調不良が起こり、酷い場合には病気を発症してしまう可能性があるということです。特に影響が大きいと考えられるのは、妊婦や子ども達です。電磁波は細胞分裂が盛んなところほど影響を及ぼすと考えられています。

私の家の近くの建物には、既に大手3社の携帯電話基地局が設置されています。その建物とは別の私の家の前のマンションに、新たに楽天モバイルの携帯電話基地局の設置が決まりました。しかし、周辺に住む住民への説明がなかったので、総務省と楽天モバイル担当者に連絡をしました。この狭い場所に4社の携帯電話基地局が設置されることについて、安全性などを尋ねました。携帯電話基地局からの電磁波は、電波防護指針の安全基準を下回っており、安全だと言われました。

しかし、本当に安全なのでしょうか？携帯電話に比べると、携帯電話基地局からの電磁波は弱いようではありますが、周辺に住む住民は24時間365日被曝することになります。私の住むエリアでは4社の携帯電話基地局が設置されることとなり、1社設置の場合に比べて、4倍の被曝量になるのではないかと考えます。そして、微弱な電磁波でも長期間被曝すると、健康リスクが高まるとの調査結果があります。携帯電話基地局の周辺に住む住民

が体調不良を訴えたり、病気を発症したりしたとの報告があります。これは電磁波の非熱作用が影響しているのではないかとされていますが、因果関係は明らかになっていません。

今後、既設の携帯電話基地局は5Gに替わっていくものと思われます。5Gの電磁波は届く距離が短くなることから、これまでより多くの携帯電話基地局が必要になると言われています。5Gの携帯電話基地局が増えることは、周辺に住む住民の数が増えることであり、健康リスクを抱える人が増えるということでもあります。

このような健康リスクの可能性があるにも関わらず、携帯電話基地局からの影響を受ける地域住民等への説明がおろそかにされて良いのでしょうか？地域住民等に説明をせず携帯電話基地局を設置するということは、健康的な生活をする市民の権利が奪われるということなのではないでしょうか。

海外では5Gの導入に慎重な国もあるようです。ベルギーのブリュッセル首都圏地域では「市民はモルモットではない」として、5Gの導入を一旦中止にしているそうです。その他にも5G導入を規制する国や欧州の自治体が増えてきているそうです。それらの国や欧州の自治体では電磁波をリスクとして捉え、回避する姿勢を取っています(予防原則)。これは、電磁波の調査研究の結果が確実ではないと言われているからこそ、電磁波の被曝リスクを回避するという姿勢なのではないでしょうか。安全に備えようとする世論が反映されているのかもしれませんが。

現在、日本は電磁波への理解が進んでいません。だからこそ電磁波のリスクや不確実性を知り、備えることが必要です。そのためにも、事業者は地域住民等に向けた説明を行い、地域住民等は不測の事態に備えることが出来るようにしてほしいと思います。

よって、事業者による地域住民等への説明を義務化する条例を制定して下さいますようお願い申し上げます。尚、鎌倉市や宮崎県小林市などでは携帯電話基地局の設置時の条例が制定されています。

下に、条例化して頂きたい内容を記します。

1. 携帯電話基地局の設置又は改造を行う時には地域住民（基地局の高さの2倍の距離に住んでいるか、土地建物を所有する者）及び周辺住民（地域住民の属する自治会の会員）に、事業者は説明を行う。
2. 地域住民や周辺住民の中に学校や児童福祉施設などの施設の土地所有者等が含まれる時には、事業者は当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。
3. 携帯電話基地局の設置又は改造を行う時には、工事に着手する日から起算して60日前までに、事業者は工事の計画書を市長に提出しなければならない。
4. 携帯電話基地局の設置等又は改造をしようとする時には、事業者は地域住民や周辺住民の意見を聴き、紛争の防止に努めるとともに、良好な関係を損なわないように努め

なければならない。

5. 設置済みの携帯電話基地局についても、地域住民や周辺住民から求めがある時には、事業者は説明を行う。その際には設置の経緯や契約期間、電磁波（周波数を含む）の影響や安全への取り組みについて説明し、地域住民や周辺住民の理解を求めるよう努めなければならない。
6. 地域住民や周辺住民に説明した時には、事業者は説明会実施報告書を市長に提出する。

以上

令和4年6月13日

市川市議会議長

松 永 修 巳 様

請 願 文 書 表

1 請願第4－2号 国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求め
る請願 (建設経済委員会付託)

1 受 理 年 月 日 令和4年6月14日

1 紹 介 議 員 やなぎ 美智子 清 水 みな子 廣 田 徳 子
高 坂 進 金 子 貞 作

1 請願の趣旨及び請願者の住所、氏名

(請願書原文写)

国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求める請願

【要旨】

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、今もなお増加を続けており、経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退を経験することとなり、いまだ回復の兆しが見えない深刻な状況が続いています。このような中で地域経済の中心を担う中小企業・自営業者の経営危機も広がり、令和5年10月から実施予定の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応できる状況ではありません。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらにインボイス制度が実施されれば、免税点制度を実質的に廃止するもので、全ての事業者に事務負担の増加も強いるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。また、中小企業・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小企業・小規模事業者の廃業の増加等、さらなる地域経済の衰退につながるおそれがあります。

またインボイス制度導入に関し、日本商工会議所、日本税理士会連合会、シルバー人材センター、多くの中小業者団体などがインボイス制度導入の「廃止」「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。新型コロナ危機を克服し、新しく再構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃を与えるインボイス制度導入を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について請願いたします。

【請願事項】

- 一、2023年10月1日から導入される「インボイス制度」の中止を求める意見書を政府に送付していただくこと

令和4年6月14日

市川市議会議長

松 永 修 巳 様